

整備に係る事業費の一部を補助します

＜農村環境整備事業＞

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、お問い合わせを受け付けています。

【対象となる方】

農業者

【支援内容】

- ・福岡県では、市町村、土地改良区等が事業主体として行う小規模な整備で1年以内の工事期間のできるほ場の整備をはじめ、水路、農道、ため池、暗渠排水^{あんきょ}等の整備に対して補助しています。

＜補助率（当該事業費に対する割合）＞

- ・ため池 県費：50％以内、市町村費：10％以上
- ・ため池以外 県費：40％以内、市町村費：10％以上



【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農林事務所 農村整備第一課計画係
(八幡農林事務所の窓口は農村整備課管理・計画係)
- ・農村森林整備課 農村整備係 (TEL：092-643-3511)

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・農地耕作条件改善事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農山漁村地域整備交付金 等

あんきょ

暗渠排水工事に係る事業費の一部を助成します

<暗渠排水促進支援事業>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、お問い合わせを受け付けています。

【対象となる方】

農業者

【支援内容】

- ・国庫補助事業である「農地耕作条件改善事業」を活用して、暗渠排水工事を定額助成で実施する場合に、国の定額助成分を超えて要した工事費に対して 10a あたり 1 万円を上限に助成します。

※助成を受けるには、国庫補助事業で施工した暗渠排水工事に加えて、弾丸暗渠や額縁明渠等の排水対策を実施する必要があります。

排水対策の例



弾丸暗渠



額縁明渠



播種同時うね立て



心土破碎

※排水対策は計画の承認を受け、暗渠排水工事の翌年度までに施工する必要があります

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農林事務所 農村整備第一課計画係
(八幡農林事務所の窓口は農村整備課管理・計画係)
- ・農村森林整備課 農村整備係 (TEL : 092-643-3511)

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・農地耕作条件改善事業

15 米粉用米の生産を拡大したい

米粉用米の生産拡大を支援します

<米粉用米の生産拡大支援>

【事業区分】 **補助・交付金**、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 **個人**、**法人**、**集落営農**、**地域**

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は、4月～5月の予定です。

詳細は、最寄りの農林事務所までお問い合わせください。

【対象となる方】

販売農家、農地所有適格法人、集落営農組織、地域農業再生協議会

【支援内容の紹介】

米粉用米の生産拡大に取り組む生産者に対して、生産に係る経費を支援します。

<交付単価>

（１）生産者支援

- ・米粉用米の前年度からの拡大面積に対して、10a あたり 4 千円以内
- ・都道府県連携型助成により、国が県と同額（10a あたり 4 千円以内）を追加で支援します。

（２）事務費（地域農業再生協議会）

- ・生産者への振込手数料

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・水田農業振興課 水田農業経営係（TEL：092-643-3473）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）

高性能農業機械の導入を支援します(水田農業)

＜水田農業担い手機械導入支援事業＞

【事業区分】 **補助・交付金**、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 **個人**、**法人**、**集落営農**、地域

【申請時期(期間)・利用時期等】

8月に次年度の要望を受け付けます。

詳細は、最寄りの農林事務所、市町村までお問い合わせください。

【対象となる方】

認定農業者、農地所有適格法人、集落営農組織

【支援内容】

- ・水田農業において、農作業の集約化、生産コスト低減、生産規模の拡大に取り組む担い手に対して、高性能農業機械導入・改修への支援を行います。

＜補助率＞

機械導入費に対して、

- ・県が1／3以内
- ・市町村が1／6以上

＜補助対象となる機械＞

田植機、トラクター、コンバイン 等

※個別にご相談ください



【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・水田農業振興課 農産振興係（TEL：092-643-3472）

【同様の支援を受けられる国の事業】

- ・農地利用効率化等支援交付金
- ・集落営農活性化プロジェクト促進事業
- ・産地生産基盤パワーアップ事業

スマート農業機械の導入を支援します(水田農業)

<水田農業DX推進事業>

【事業区分】 **補助・交付金**、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 **個人**、**法人**、**集落営農**、地域

【申請時期(期間)・利用時期等】

令和7年度実施分の申請は受付を終了しております。

次年度以降の要望等は、最寄りの農林事務所、市町村までお問い合わせください。

【対象となる方】

認定農業者、農地所有適格法人、集落営農組織

【支援内容】

- ・水田農業において、デジタル技術の活用により生産管理の効率化に取り組む担い手に対して、スマート農業機械の導入への支援を行います。

<補助率>

機械導入費に対して、

- ・県が1／3以内
- ・市町村が1／6以上



<補助対象となる機械>

ロボット田植機、ロボットトラクター、ロボットコンバイン、農業用ドローン 等
※個別にご相談ください

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・水田農業振興課 農産振興係（TEL：092-643-3472）

【同様の支援を受けられる国の事業】

- ・農地利用効率化等支援交付金
- ・集落営農活性化プロジェクト促進事業
- ・産地生産基盤パワーアップ事業

生産・流通施設・機械等の導入を支援します(園芸農業)

<園芸農業DX推進事業>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期(期間)・利用時期等】

令和7年度実施分の申請は受付を終了しております。

次年度以降の要望等は、最寄りの農林事務所、市町村までお問い合わせください。

【対象となる方】

営農集団、認定農業者、農協等

【支援内容】

- ・物価高騰の影響による生産コストの上昇に対応するため、生産現場や流通販売先の様々なデジタルデータを活用した園芸版DXを推進します。
- ・デジタルデータの共有・活用により省力化や収量向上等に取り組む園芸産地に対し、スマート農業機械設備の導入経費を助成します。
- ・総合環境制御システム、生産情報集約システム、ロボット栽培管理機、栽培管理用ドローン、GPSオートステアリング、自動運搬車、アシストスーツ、GPS基地局整備、集出荷貯蔵施設用運搬車等の高性能省力機械の導入を支援します。
- ・通い容器、流通・品質管理システム、自動選別・加工用機械等の流通・加工施設の整備を支援します。

<補助率> 1/2以内

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所(農業振興課、農山村・農業振興課)
- ・園芸振興課 野菜係(TEL: 092-643-3488)

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・産地生産基盤パワーアップ事業
- ・強い農業づくり総合支援交付金

- | | |
|----|---------------------------|
| 19 | 選果場等の共同利用施設を整備したい |
| 20 | ハウス等の園芸施設を整備・補修したい |
| 21 | 省力機械を導入したい、経営規模を拡大したい(園芸) |
| 22 | 施設園芸の燃油コストを削減したい |
| 30 | 6次産業化に取り組みたい |

生産・流通施設等の導入を支援します

＜活力ある高収益型園芸産地育成事業＞

【事業区分】 **補助・交付金**、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 **個人**、**法人**、**集落営農**、**地域**

【申請時期（期間）・利用時期等】

8月に次年度の要望を受け付けます。

詳細は、最寄りの農林事務所、市町村までお問い合わせください。

【対象となる方】

営農集団、認定農業者等

【支援内容】

- ・各地域における振興品目の産地強化に必要な生産・流通施設等の整備を支援します。
- ・中山間地域の特性を活かした園芸農業の振興に必要な生産・流通施設等の整備を支援します。
- ・燃油削減等の省エネルギー化を進めるために必要な生産施設等の整備を支援します。
- ・雇用労力を活用し、一定規模以上の経営面積を実現するために必要な生産・流通加工施設等の整備を支援します。
- ・6次産業化の取組に必要な生産・流通加工施設等の整備を支援します。
- ・高温期の栽培環境の改善を図るために必要な資材の導入を支援します。
- ・法定耐用年数を超過したハウスや果樹棚等の改修、補強を支援します。
- ・果樹の優良品種への改植等に伴う省力機械や果樹棚等の整備を支援します。

＜補助率＞ 1／2 または 1／3 以内

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・園芸振興課 野菜係（TEL：092-643-3488）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・産地生産基盤パワーアップ事業
- ・強い農業づくり総合支援交付金
- ・農山漁村振興交付金

青果物輸送のパレット化を支援します

＜青果物のストックポイントを活用した新たな流通体制構築事業＞

【事業区分】 **補助・交付金**、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、**地域**

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、申請を受け付けます。

詳細は、最寄りの農林事務所までお問い合わせください。

【対象となる方】

農業協同組合

【支援内容】

- ・ 県産青果物の輸送力を強化するため、ストックポイントを経由する青果物輸送のパレット化を支援します。
- ・ レンタルパレット導入費のほか、パレットを活用した新たな出荷体制の構築に必要な周辺環境整備費（段ボール改修費、フォークリフト導入費等）を助成します。

＜補助率＞ 1／2以内、定額

【お問い合わせ先】

- ・ 最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・ 園芸振興課 野菜係（TEL：092-643-3488）



 豪雨被害を軽減するための整備を支援します

＜農業用ハウス湛水被害軽減対策事業＞

【事業区分】 **補助・交付金**、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 **個人**、**法人**、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、申請を受け付けます。

詳細は、最寄りの農林事務所、市町村までお問い合わせください。

【対象となる方】

筑後川・矢部川水系の流域で豪雨により被災するリスクが高い農業者

【支援内容】

- ・豪雨被害が大きい筑後川水系及び矢部川水系の流域において、豪雨災害発生時の湛水リスクを踏まえて作成する「流域湛水減災対策計画」に基づき、農業被害を減少させるため、既存ハウスの移転、浸水防止壁や排水ポンプの整備を支援します。
- ・ハウス移転については、浸水リスクが高いエリアから、低いエリアへの、農業用ハウスの移転に必要な経費を助成します。
- ・ハウスへの浸水被害を防止する排水施設等の整備については、浸水リスクが低いエリアにおいて、農業用ハウスへの浸水を防ぐために必要な排水ポンプや浸水防止壁の整備経費を助成します。

＜補助率＞ 1／2以内

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・園芸振興課 野菜係（TEL：092-643-3488）

果樹の優良品種や省力樹形の導入、園地整備等を支援します

＜果樹経営支援対策事業・未収益期間支援事業＞

【事業区分】 **補助・交付金**、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 **個人**、法人、集落営農、**地域**

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は、3月、8月の予定です。

詳細は、最寄りの農業協同組合までお問い合わせください。

【対象となる方】

果樹産地構造改革計画を策定している産地の農業者等

（改植・新植は地続きで概ね2a以上、園地整備は地続きで概ね10a以上が対象）

【支援内容】

- ・農業者・産地で策定する果樹産地構造改革計画に基づき、同計画に定められた担い手が行う優良品目・品種の改植・新植、省力樹形の導入、小規模園地整備、灌水施設等の設置を行う場合に、事業費の一部を助成します。
- ・改植・新植後の幼木の栽培管理経費の一部を支援します。

①改植・新植に要する経費に対する支援（括弧内は新植の場合）

かんきつ類（慣行樹形）……………23（21）万円／10a

かんきつ類以外の主要果樹（慣行樹形）……17（15）万円／10a

なし・かき・すもも等のジョイント栽培……33（32）万円／10a

みかんの根域制限栽培……………111（108）万円／10a

ぶどう、なし、ももの根域制限栽培……………100（99）万円／10a

なし、もも、かき等のV字ジョイント栽培…73（71）万円／10a



②未収益期間の支援 22万円／10a（①と一体的に実施します）

③小規模園地整備等への支援

園内道整備、傾斜の緩和、用水・灌水施設等の整備……事業費の1／2以内を補助

④省力的樹園地への一斉改植支援

省力樹形に一斉改植した際の、成園までの間の代替園地での営農継続の取組…56万円／10a

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農業協同組合
- ・園芸振興課 果樹係（TEL：092-643-3487）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・産地生産基盤パワーアップ事業

規模拡大等に必要な施設等の整備を支援します(畜産)

<ふくおかの畜産競争力強化対策事業>

<博多和牛ブランド強化対策事業>

【事業区分】 **補助・交付金**、出資、融資、税制、その他【利用区分】 **個人**、**法人**、集落営農、地域

【申請時期(期間)・利用時期等】

7～8月に次年度の要望を受け付けます。

詳細は、最寄りの農林事務所、市町村までお問い合わせください。

【対象となる方】

畜産経営を営む個人、法人

【支援内容】

- ①飼養規模や生産量を拡大するのに必要な畜舎の整備や改造等の整備に支援を行います。
- ②意欲ある酪農家の省力化機械の導入や施設の長寿命化等の整備に支援を行います。
- ③博多和牛の規模拡大に必要な畜舎の整備等に支援を行います。
- ④和牛繁殖農家の規模拡大に必要な畜舎や飼養管理の省力化機械の整備等に支援を行います。

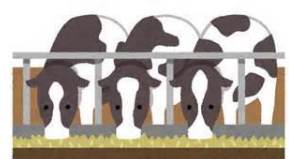
<補助率>

畜舎等の整備、改造経費及び乳牛舎の長寿命化等に対して

- ① 1/3 以内、② 1/2 以内
- ③ 1/2 以内、④ 1/2 以内

<補助対象となる施設>

- ・ 畜舎及びその付帯施設(搾乳設備、堆肥化設備等)
 - ・ 畜舎の改造(飼槽や牛床の改修、給水器等)
 - ・ 酪農経営の省力化機械(自動給餌機等)
 - ・ 乳牛舎等の長寿命化(酪農施設の整備改修、更新等)
- ※個別にご相談ください。



【お問い合わせ先】

- ・ 最寄りの市町村
- ・ 最寄りの農林事務所(農業振興課、農山村・農業振興課)
- ・ 畜産課 大家畜係、中小家畜係 (TEL: 092-643-3497)

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、酪農経営支援総合対策事業

能力の高い家畜の導入や生産を支援します

＜高能力牛群改良推進事業＞

＜ふくおかの畜産競争力強化対策事業＞

＜博多和牛ブランド強化対策事業＞

＜ワンヘルスを実践する酪農生産基盤整備事業＞

【事業区分】 **補助・交付金**、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 **個人**、**法人**、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

乳用牛に関しては、ふくおか県酪農業協同組合で、適宜、要望を調査しています。
博多和牛肥育もと牛は、7～8月に次年度の要望を受け付けます。

【対象となる方】

補助メニューにより異なりますので、下記問い合わせ先にご確認ください。

【支援内容】

- ・生産性の向上や、乳用雌牛・博多和牛を増頭したい畜産農家や法人等に対して、優良な家畜の導入や生産を支援します。

＜補助メニュー＞

・乳用牛の導入	43,000 円／頭（定額）
・乳用牛の雌雄判別精液	2,500 円／本（定額）
・乳用牛のゲノミック評価	8,000 円／回（定額）
・乳用牛の受精卵採卵	上限 37,000 円／頭（1/2 以内）
・乳用牛の受精卵移植	上限 6,000 円／頭（1/2 以内）
・博多和牛肥育もと牛の導入	52,000 円／頭（定額）

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・畜産課 大家畜係（TEL：092-643-3497）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
- ・肉用牛経営安定対策補完事業

飼料作物の生産拡大を支援します(畜産)

＜ふくおかの畜産競争力強化対策事業＞

【事業区分】 **補助・交付金**、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 **個人**、**法人**、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

7～8月に次年度の要望を受け付けます。

詳細は、最寄りの農林事務所・市町村までお問い合わせください。

【対象となる方】

畜産経営を営む個人、法人



【支援内容】

・飼料作物の作付拡大または利用を拡大したい畜産農家や法人等に対して、必要な機械導入への支援を行っています。

①飼料作物の作付拡大または利用の拡大に必要な機械導入。

②飼料生産組織が飼料作物を生産するために必要な機械導入。

＜補助率＞

飼料作物関係機械の購入費に対して 1／3以内

※ただし、稲WC S専用収穫機等の複合作業機械は、1／2以内

＜補助対象となる施設＞

飼料収穫機、飼料裁断機、稲WC S専用収穫機 等

※個別にご相談ください。

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・畜産課 大家畜係（TEL：092-643-3497）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・水田活用の直接支払交付金
- ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

竹林整備や機械、設備の導入を支援します

<特用林産基盤整備事業>

【事業区分】 **補助・交付金**、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、**法人**、**集落営農**、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は、7月の予定です。

詳細は、最寄りの農林事務所・市町村までお問い合わせください。

【対象となる方】

森林組合、生産森林組合、農業協同組合、農業法人等のほか生産者で組織する任意団体（受益戸数3戸以上が要件）

【支援内容】

- ・特用林産物の生産性の向上や省力化に取り組む団体に対し、竹林整備や機械・設備の導入に対して支援を行っています。
- ・補助の対象となるものは、作業道の開設・改良、支障木竹整理、施肥、客土、竹材粉碎機、ハウス施設、椎茸乾燥機、防獣設備、小型運搬車、ほだ場の整備等。

<補助率>

作業道等整備または展示林整備は4／10以内、
その他は3／10以内

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所（林業振興課）
- ・林業振興課 林業経営係（TEL：092-643-3537）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・林業・木材産業循環成長対策交付金



客土による竹林の改良



竹材粉碎機



ハウス施設整備



ほだ場の防獣設備